

業者・MR の院内立ち入り制限の解除について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類感染症に変更されるに伴い、業者・MR の立ち入り制限を令和 5 年 5 月 8 日（月）より解除します。

ただし、高齢者など重症化リスクの高い患者が入院する医療機関に立ち入る者として、以下の感染対策を遵守して下さい。

1. 手術室、放射線科、病棟等へ立ち入る業者・MR(手術・処置等の物品搬入・立ち会い等)
立ち入る際には、必ずマスクを着用してください。そして、各場所に設置してあるアルコール製剤で、その都度手指消毒をしてください。
2. 院内での薬剤等説明会、研修会（講師招聘での研修会含む）
 - ・ 3 密対策、十分な換気と距離などの感染対策を遵守すれば開催を許可します。
 - ・ 参加者は全員必ずマスクを着用して下さい。
 - ・ 終了後、使用した机や椅子等の備品とドアノブは必ず清掃消毒を行って下さい。
3. 業者・MR との面談
面談時間および人数の制限は行いませんが、予め開始時間の約束をして面談するなど、待機中の 3 密を避けて下さい。

令和 5 年 5 月 8 日改定
市立三次中央病院長 永澤 昌
感染防止対策室